本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

著作権譲渡契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という）と株式会社●●●●（以下「乙」という）は、甲が有する著作権の乙に対する譲渡に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙に対し、甲の著作物「●●」（以下「本著作物」という。）の全ての著作権（著作権法２７条及び２８条に規定する権利を含むがそれらに限られない。以下「本著作権」という。）を譲渡することを目的として本契約を締結する。

（保証）

第２条　甲は、乙に対して、本著作物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。

　　２　甲は、乙に対して、本著作物に関して、甲は一切の特許権を取得または出願しておらず、本契約締結日以降においても出願しないことを保証する。

（譲渡代金）

第３条　本著作権の譲渡代金は金●●円（別途消費税）とし、乙は、第５条に定める検収完了をした日から１週間以内に甲の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（納品）

第４条　甲は、　　年　　月　　日までに、本著作物を乙の指定する場所に納品する。

２　甲は、納品に際し、乙に対して必要な協力を要請できるものとし、乙は甲から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。

３　納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納品前については甲が、納品後については乙が、それぞれこれを負担するものとする。

（本著作物の検収）

第５条　納品された本著作物について、乙は納品された日から１０営業日以内に検査し、仕様書と合致するか否かを点検しなければならない。

２　本条所定の検査合格をもって、本著作物の検収完了とする。

（契約不適合責任）

第６条　検収完了後、本著作物について契約不適合があった場合、乙は甲に対して不適合の修補を請求することができ、甲は、当該不適合を修補しなければならない。ただし、当該不適合が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙は甲に対してその修補を請求することができない。

２　甲がかかる修補責任を負うのは、検収完了後６か月以内に乙から修補請求がなされた場合に限るものとする。

（納入物の所有権及び著作権）

第7条　甲が本契約に従い乙に譲渡する本著作物の所有権及び本著作権は、本契約に係る譲渡代金が支払われた日をもって、甲から乙へ移転する。

２　甲は、乙による譲渡代金支払日以降、本著作物に関して、第8条に規定する場合を除き、著作者人格権を行使しないものとする。

３　甲は、乙が本著作権の譲渡の登録をしようとする場合、甲はこれに協力する。ただし、費用は乙の負担とする。

（著作者人格権）

第8条　本著作物について甲が著作者人格権を行使するときには、乙の書面による事前の承諾を得なければならない。

　　２　乙が甲に対し、第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合、甲はそれが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。

　　３　乙は本著作物を必要に応じ、合理的な範囲で改変、修正することができるものとし、かかる改変、修正がなされる限り、甲は乙に対し同一性保持権を行使しない。

　　４　乙は本著作物の利用に当たっては、著作者の表示をし、又はしないことができる。

（管轄の合意）

第9条　本契約に関し、甲乙間に紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第１0条　本契約は、日本法を準拠法とし、それに従って解釈されるものとする。

　本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　年　　月　日

甲

　住　所

　　　　●　　●　　　●　　●　　　㊞

乙

　住　所

　　　　株式会社●●●●

　　　　代表取締役　●　●　●　●　㊞

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。